

(策定) 平成 29 年 5 月 15 日

社会福祉法人長寿栄光会 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 6 月 1 日～平成 31 年 5 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

- | | |
|------|--|
| 目標 1 | <ul style="list-style-type: none">・妊娠中の女性職員へ、妊娠中や出産後の母性健康管理について情報提供を行う。・子どもが生まれる男女職員へ、産前産後休業、育児休業、育児休業給付金、育休中の社会保険料免除など制度の周知を行う。・女性職員の産前産後休業及び育児休業取得率 100%の継続、及び男性職員の育児休業取得への啓蒙。 |
|------|--|

《対策》

- 平成 29 年 6 月～ 引き続き会議等において就業規則、公的機関のパンフレットなどを配布・回覧し社員へ周知徹底する。

- | | |
|------|--|
| 目標 2 | 子供が生まれる男性職員が出産直後に取得出来る特別休暇の制度の周知徹底を行う。 |
|------|--|

《対策》

- 平成 29 年 6 月～ 出産特別休暇の取得状況を把握
- 平成 29 年 9 月～ 各部署毎に社員へ周知徹底させる。